

福島県中小企業カーボンニュートラル化推進事業委託業務
募集要領

福島県（以下「県」という。）が実施する「福島県中小企業カーボンニュートラル化推進事業委託業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定にあたり、この募集要領に基づき企画提案競技を実施する。

1 対象業務の概要

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 件名及び数量 | 「福島県中小企業カーボンニュートラル化推進事業委託業務」一式 |
| (2) 業務の仕様等 | 別紙業務仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約の日から令和6年3月31日まで |
| (4) 見積限度額 | 21,416千円以内（消費税及び地方消費税含む） |

2 企画提案競技担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

福島県商工労働部次世代産業課

所在地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

電話番号 024-521-8286

FAX 024-521-7932

3 企画提案競技参加者の資格要件

企画提案競技に参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

- (1) 本業務の実施について県の要求に応じて即座に来庁し、対応できる体制を整えていること。なお、本業務においては、企業連合（本業務を共同連帯して受託するため、2以上の法人を構成員として結成された共同企業体をいう）は認めない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てをしている者若しくは再生手続開始の申し立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てをしている者若しくは更正手続開始の申し立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全と認められる者でないこと。
- (4) 以下に該当する者が役員でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられている者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でない者。

(7) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(8) 企画提案競技実施日前3年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

(9) 県税を滞納している者でないこと。

(10) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

4 企画提案競技に係るスケジュール

令和5年10月3日（火）	公募開始（HP掲載）
令和5年10月6日（金）午後5時まで	質問書提出締め切り
令和5年10月10日（火）午後5時まで	参加申込書提出締め切り
令和5年10月12日（木）（予定）	質問書回答
令和5年10月16日（月）午後5時まで	企画提案書提出締め切り
令和5年10月19日（木）（予定）	審査
令和5年10月23日（月）（予定）	審査結果通知
令和5年10月24日（火）（予定）	候補者打ち合わせ
令和5年10月26日（木）（予定）	契約締結

5 企画提案競技に関する手続き

(1) 質問等の受付

本募集要領に関して質問がある場合は、下記により受け付ける。

①受付期間 令和5年10月6日（金）午後5時まで

②受付方法 「質問書（様式1）」をPDFで添付し、電子メールにより提出すること。なお、送付後は電話にて着信確認をすること。

▶提出先：saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp

③回答方法 受け付けた質問は、質問事項と回答を併せて福島県ホームページに掲載する。質問者については開示しないこととする。

なお、質問書の提出がない場合について、その旨の掲載は行わない。

④回答期日 令和5年10月12日（木）（予定）までに随時回答する。

(2) 企画提案競技への参加申込

本業務へ参加する場合は、下記により参加申込書を提出すること。

① 提出期限 令和5年10月10日（火）午後5時まで

② 提出方法 「参加申込書（様式2）」をPDFで添付し、電子メールにより提出すること。なお、送付後は電話にて着信確認をすること。

▶提出先：saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp

③ その他 参加申込書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

① 企画提案書・・・・・・・・・・（様式3）

② 事業実施計画書・・・・・・・・（様式3-1）

③ 実施体制説明書・・・・・・・・（様式3-2）

④ 委託費内訳書・・・・・・・・・・（様式任意）

⑤ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書
・・・・・・・・（様式3-3）

⑥ 法人定款

⑦ 法人の概要がわかる説明資料（パンフレット等）

⑧ 過去3年間の事業報告、及び決算資料

⑨ 登記事項証明書

※ 参加者が法人でない場合（個人事業主等）は、同様の内容がわかる書類等を提出すること。

⑩ （任意、該当者のみ）本業務と類似の業務実績がある場合は、その実績がわかる書類

※ 本要領、仕様書、様式等のデータについては次世代産業課のホームページからダウンロードすること。

イ 提出期限 令和5年10月16日（月）午後5時必着

ウ 提出方法

応募に必要な書類を正本1部、副本3部を提出すること。

郵送の際には、封筒表面に「福島県中小企業カーボンニュートラル化推進事業委託業務企画提案書類」と赤字で明記すること。また、郵送時には簡易書留を利用するなど、書類の送付記録が残る方法で提出すること。

(4) 留意事項

企画提案は提出者1者につき1提案のみ受け付けるものとする。

(5) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを無効にする。

ア 資格要件を満たさない者による提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ 企画提案競技に関する条件に違反した提案

エ 虚偽の内容が記載されている提案

オ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した提案

6 委託候補者の決定

(1) 企画提案競技の審査は、別途設置する「福島県中小企業カーボンニュートラル化推進事業委託業務審査委員会」（以下「審査会」という。）が行うものとする。

(2) 審査会は、企画提案書に基づく書面審査を実施の上、これを総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

【審査基準及び配点】

審査項目	配点	評価基準
1 業務に当たっての基本的な取組方針	20点	企画提案内容の基本的な考え方が、本業務の内容を正確に理解しているか。
2 業務の取組内容	30点	仕様書に基づき、その目的及び内容を的確に反映した提案内容となっているか。
3 業務の実施体制	30点	業務の実施体制が明確かつ適正で、事業が確実に実施できるか。
4 事業実績	10点	自治体等における類似業務について、十分な実績を有しているか。
5 事業費の妥当性	10点	事業費が提案内容に対して妥当か。

(3) 審査の結果は、参加者全員に通知する。選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

7 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

ア 県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約

の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

イ 本業務の業務委託仕様書は県と委託候補者との協議により作成する。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

8 その他

(1) 企画提案競技へ参加に要する経費は全て参加者が負担するものとする。

(2) 参加者が県に提出した書類は返却しない。

(3) 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。